

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

新・さがみはらグローバル展開事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

相模原市

### 3 地域再生計画の区域

相模原市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

相模原市は、昭和30年代～昭和40年代の大企業の工場進出、それに関連した中小企業が市内進出に追随したことで、電気・機械や金属製品を強みとした製造業が集積する「内陸工業都市」として発展してきた歴史がある。

しかしながら、近年は取引先であった大手企業の海外移転などにより産業の空洞化が進み、少子高齢化と相まって、地域経済を支えてきた中小企業が衰退するという問題に直面している（2008年～2015年で、製造業等の事業所数は約3割（1,264所→933所）、従業者数は約2割（44,016人→34,740人）、製造品出荷額等は約3割（1,605,662百万円→1,179,852百万円）減少している）。

こうした中、本市では2015年からの30年で約12万人の生産年齢人口の減少が予測されている（2015年459,097人→2045年339,579人）。従来の国内・域内を対象とした人材確保策だけでは、雇用の確保は困難な状態であり、企業の維持と持続的な成長の見込みは極めて低いと言える。加えて、本市は、横浜や東京都心部へのアクセスが良好であるため、これら地域のベッドタウンとしての性格をもち、昼間人口が少ない傾向にある。2015年国勢調査における本市の昼夜間人口比率は88.3%となっており、従来この比率において100%を下回る状況が続いているため、域内の消費購買力は流出、中心市街地の活性化も図られない状態にある。

また、市内中小企業においては、新製品、新技術の開発やロボット等を活用した生産性の向上による国際競争力の強化を進めているものの、一方で、大企業に追随してきた中小企業の多くは、新市場開拓や新産業への進出に踏み込むことなく、限られた取引先や特定の分野での継続的な取引が常態化しているため、新たな顧客の開拓や先端技術の導入には不慣れであるケースが多い。日本の総人口減少・少子高齢化等に伴う国内需要の低迷・減少傾向にある中において、従来の取引ばかりに頼るなど内弁慶である状態は、更なる衰退を招くこととなる。

これらの状況を克服するためには、企業の維持・強化を図る外国人材の確保や、成長市場である海外への市内企業の販路開拓と先進地域における技術の取込みが重要となっていく。市内産業の新たな成長の源泉となる人・カネ・技術をグローバルな視点で取り入れることで、将来的な外資企業の受け入れと産業集積度の向上を図り、今後のリニア開通等の交通利便性の高まりを活かした、首都圏南西部における「国際的な産業交流拠点」の形成につなげていく。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

相模原市は、これまでの強みである産業（製造業）や、インキュベーション機能や多様な大学等の集積などに加え、2027年のリニア中央新幹線の神奈川県駅の開業（橋本駅周辺）、小田急多摩線の延伸計画（相模原駅周辺）、市内2か所の圏央道のインターチェンジ開設等、広域交通網の充実といった環境の変化を最大限利用し、首都圏南西部における広域交流拠点（さがみはら新都心）の構築に取り組んでいる。

また、将来に向けた更なる産業基盤の強化と安定した雇用の創出・確保を図っていくため、上記のポテンシャルを活用するとともに、様々な産業の連携・交流による本市の価値や魅力の更なる向上と効果的な発信に取り組み、海外市場の獲得や国内外からの産業集積を促進し、これによる「国際的な産業交流拠点」の形成を目指している。

##### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本事業を通じた外国人材確保数(人)	0	5	15
商談会等における成約率(%)	13	3	3
企業の海外展開に伴う売上高(千円)	0	5,000	5,000

KPI増加分 の累計
20
6
10,000

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府)：【A3007】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

新・さがみはらグローバル展開事業

#### ③ 事業の内容

本交付対象事業では、企業の維持と持続的な成長の阻害要因となる生産年齢人口の減少や、域外への人材流出等の課題に対応するため、地域産業プロモーション事業として、海外の学生や外国人留学生等の人材確保「グローバルIターン」を推進し、海外大学等の在学学生・卒業生や学校関係者

向けに市内企業のPRのための就職相談会等に取り組む。また、外国人材の受入れに当たっては、外国人材と共生できるような環境を整え、市内企業での就職、定着が可能となるよう、改正入管法及び受入れの具体的な手続きや、文化・言語学習に係る講習会等を実施する。外国人材の確保は、一義的には市内企業の労働者不足解消の対策ではあるが、一方で、通訳や専門分野で高い能力を有する高度人材のニーズもあり、双方を睨んだ事業を展開していく。

また、企業の新市場開拓への進出を支援するべく、海外現地サポートデスクを設置するとともに、マッチング商談会を各国の工業見本市を活用しながら実施するなど、取引先拡充をアグレッシブに支援していく。AI、IT分野などの新産業への進出に当たっては、世界的に最先端の技術開発、研究等を行っている国や地域について調査を行い、その結果を市内企業や関係機関へフィードバックし、啓発、技術導入、高度人材確保等へつなげていく。

さらに、交通利便性の高まりを活かした国際的な産業交流拠点の形成のために、専門家等を交えたコンソーシアムを立ち上げ、研究活動とイベント、フォーラム等の開催を行い、機運醸成を図るとともに、拠点のイメージを幅広く共有していく。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

グローバル人材の育成や海外人材活用による新規の海外顧客取引の拡大により、企業の生産性・収益性を高めることで、売上高・利益率の確保を可能とし、3年後には企業負担金などの自主財源により、自立的かつ安定的な経営を実現することを目指す。

##### 【官民協働】

地域産業の活性化を図る本交付対象事業において、市内各社は、相応の費用負担をするため、新たな顧客の獲得や外国人材の確保につながらない場合、収益や生産性の低下を招き、経営環境を圧迫するといったリスクを

負って参画することとなる。

市は、保有するネットワーク（産業支援機関や金融機関、現地大学等）を最大限活用し、販路拡大や外国人材の確保について、総括的にサポートし、参画企業の海外展開における自立を促していく。

このことをとおして、海外展開のモデルケースをより多く生み出し、次なる企業の参画を促進することで、本市産業の全体の活性化につなげていく。

#### 【地域間連携】

東南アジア等海外への展開を図っている自治体との連携により、オールジャパンとしてのスケールメリットを活かし、現地企業に対するビジネスマッチングや現地大学等の学生へのアプローチにおいて相互補完を行う。

#### 【政策間連携】

国際競争力の強化を図る企業に対して、グローバル人材の育成や海外人材の活用を通じた海外販路開拓の取組を連携させることで、企業や人材の相互交流と多様性、イノベーションが創出される。また、企業の収益性の向上により、積極的な生産設備や新たな工場の立地等の投資を喚起し、更なる産業基盤の強化が図られる。結果、本市が目指す首都圏南西部における広域交流拠点のまちづくりで掲げる国際的な産業交流拠点の形成につながっていくことが見込まれる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

#### 【検証方法】

市総合計画審議会において、他の総合戦略に資する施策とともに進行管理及び実施状況の検証を実施する。

【外部組織の参画者】

学識経験者、公募市民

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 40,000千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) さがみはら国際プラン

ア 事業概要

同プランの基本理念である「世界に開かれた地域社会の形成」のために、「多文化共生のまちづくり」、「国際交流・国際協力に参加できるまちづくり」、「国際化を推進するための仕組みづくり」という基本目標を掲げ、市民、市民活動団体、大学、企業、行政などが共通の認識のもと一体となって国際化施策に取り組んでいる。

イ 事業実施主体

相模原市

ウ 事業実施期間

2020年度

(2) ものづくり企業総合支援事業

ア 事業概要

中小企業診断士等のコーディネーターが、ものづくりを中心とした企業を訪問し、経営上の課題等に関する情報収集を行うとともに、相談を通じて、製品・技術開発、販路開拓等の経営課題の解決に向けて総合的なサポートを行い、中小企業の経営の安定と成長の支援を図る。

イ 事業実施主体

相模原市

ウ 事業実施期間

2019年度から2020年度まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2021年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。